

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 特許異議申立てに関する規定を削除すること。

第二 ファイルに記録されている事項の閲覧に関する手数料納付の例外の対象を規定すること。

第三 特許協力条約に基づき国際出願に係る手数料等を改定すること。

第四 その他関係規定の所要の整備を行うこと。